

投 稿 規 程

(平成 31 年 4 月改正)

1. 著者は原則として秋田医学会会員とする。
2. 原稿は和文および英文の原著，総説，症例報告，学会報告，特集，会報などとする。
3. 原稿の採否は，一定の審査を経て編集委員会が決定する。掲載の順位は原則として受付順とする。
4. 原稿は原著，症例報告の場合は正 1 部，副（コピー）2 部を，特集，総説，学会報告，会報の場合は正 1 部を作成して編集部（〒 010-8543 秋田市本道 1 丁目 1 番 1 号 秋田大学医学部内 秋田医学編集部）へ送付する。但し，秋田大学医学部に在籍の会員は所属講座主任教授を通して提出する。原稿を提出する際，別紙の「秋田医学」掲載申込書を添付する。また審査を必要とする原著・症例報告の場合は，原則として論文審査員候補者の中から，希望する審査員 3 名を記載する。最終原稿には，電子媒体を添付する。
5. 掲載料は印刷ページで和文 4 頁まで，英文 3 頁まで無料とし，超過ページ分は著者負担とする。カラー写真印刷については別途請求する。
6. 別刷はすべて有料とし，最小部数を 20 部とする。それ以上は 20 部単位で申し受ける。
7. 掲載論文の著作権は秋田医学会に帰属する。
8. 原稿作成上の注意事項
 - 1) 和文原稿は現代かなづかいで，横書きとし，A4 判の用紙を用いる。1 ページの字数は読みやすければ，22 字×25 行ということにこだわらない。英文論文の場合は A4 判タイプ用紙にダブルスペースで印字する。和文原著ならびに総説は原則として原稿用紙で 40 枚（文献共），症例報告は 20 枚以内とし，表，図（写真）はそれぞれ原稿用紙 1 枚と換算する。英文原著は原則として A4 判タイプ用紙 20 枚，症例報告は 10 枚以内とする。
 - 2) 原稿には表紙をつけ，次のように記載するほか，表紙の下方に表や図の数，別刷希望部数を明示（朱書）する。
 - (1) 和文原稿：和文標題，著者名，所属，英訳標題，ローマ字表示著者名（Takao Kitahara の様に記載する），英文所属の順に記載する。また，20 字以内の和文欄外見出しを併記する。
 - (2) 英文原稿：英文標題（大文字を用いること），ローマ字表示著者名（Takao Kitahara のように記載する），英文所属の順に記載する。また，数語程度の英文欄外見出し（running head）を併記する。
 - 3) 和文および英文原稿のうち原著，症例報告の形式は，英文抄録，緒言，材料および方法，成績，考察，謝辞，文献の順序またはこれに準じた形式をとることが望ましい。
 - 4) 英文抄録は，原則として 200 語以内とし，5 個以内の英文キーワードをつける。
 - 5) 学名の属・種名やイタリックとして印刷される部位にはアンダーラインをつける。ゴチックについては編集部で処理する。
 - 6) 数を表すにはすべて算用数字を用いるが，成語はそのままとする。
例：一般，同一。
 - 7) 外国の地名，人名などは原則として元の綴りのままとし，外国語文字はすべてタイプライターで印字する。
 - 8) 度量衡などの単位は国際単位を用い，略号の後のピリオドはつけない。

長さ： km, m, cm, mm, μ m, nm； 重さ： kg, g, mg, μ g, ng, pg

容量： l, ml, μ l； 時間： h, min, s； 濃度： M, N, ppm

その他： km^2 , $^{\circ}\text{C}$, %, rpm, kD, xg, kcal

文字の省略： SD (standard deviation)； SE (standard error of means)； A (absorbance)； P (probability)

- 9) 引用文献は本文の引用箇所右肩に片カッコをつけて、引用順に番号を付し、末尾には次の記載例に従って番号順にまとめる。
著者が11人以上の論文は最初の3名の名前を記し、和文では「ら」を、また英文では“*et al.*”を付し、以下を省略する。引用雑誌の略称は医学中央雑誌収載誌目録およびIndex Medicusに準拠する。

原著文献

1. 福島峰子, 太田博孝, 真木正博 (1983) 子宮内膜症に対する Danazol 投与の効果と内分泌学的変動. 日不妊会誌 **28**, 273-281.
2. Saffhill, R., Margison, G. and O'Connor, I. (1985) Mechanisms of carcinogenesis induced by alkylating agents. *Biochim. Biophys. Acta*, **823**, 111-145.

単行本

1. 熊田 衛 (1970) 心臓のダイナミクスと心拍出力. 鈴木泰三, 星 猛 (編) 臨床生理学. 南山堂, 東京, pp. 330-359.
 2. Hatch, F.T., Felton, J.S., Stuermer, D.H. and Bjeldanes, L.F. (1984) Identification of mutagens from the cooking of food. In de Serews, F.J. (ed.) *Chemical Mutagens: Principles and Methods for their Detection*. Plenum Press, New York, vol. 9, pp. 111-164.
 3. Bennett, M.V.L. and Spray, D.C. (1985) *Gap junction*. Cold Spring Harbor Laboratory Press, Cold Spring Harbor, NY.
- 10) 和文および英文原稿のうち原著、症例報告の図、表、写真とその説明文は本文とは別にまとめ、本文原稿欄外に挿入箇所を明示する。和文原稿の図説明、表は和文のままでもよい。図、表は白色上質紙または薄青色方眼紙に墨または黒インクで鮮明に書き、写真には縮尺を指示する。顕微鏡写真（電顕写真を含む）には拡大倍率および染色方法を明示する。また、図、表の脚注の順序を示す記号は次の順に用いる。
- 1, 2, 3, …… , *, †, ‡, …… .
- 11) ヒトを対象とした論文は、「ヘルシンキ宣言」の精神に則って行われた研究でなければならない。臨床研究の場合、秋田大学大学院医学系研究科・医学部倫理委員会 (Akita University School of Medicine Ethics Committee) による承認が得られていること、動物を用いた研究については、秋田大学動物実験倫理委員会 (Akita University Animal Experiment Ethics Committee) により承認が得られている研究でなければならない。また、このことを本文中に明記する。
- 12) 文部省科学研究費等の研究費の出所は謝辞の項に記載する。
- 13) 論文に係わる利益相反を論文中に記載すること。利益相反がないと記載する場合には下記の通りとする。

和文の場合

利益相反：著者には開示すべき利益相反はない。

英文の場合

Conflict of interest : The authors have no conflicts of interest to declare.

- 14) 校正は原則として初校のみ著者が行う。文章の削除、挿入等は特別な理由がない限り許されない。

秋田医学会会則

(目的)

第1条 本会は、医学の進歩に寄与し、各研究分野の交流を計ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第2条 本会を秋田医学会と称し、事務所を秋田大学医学部内に置く。

(組織)

第3条 本会は、秋田大学医学部（附属病院を含む。）教官及び本会の目的に賛同する医師、医学研究者等をもって組織する。

(事業)

第4条 本会の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学術集会及び総会
- 二 学術機関誌の発行
- 三 その他必要な事業

(会員)

第5条 会員は普通会員、名誉会員及び賛助会員とする。名誉会員は総会において推薦する。

(経費)

第6条 本会の経費は、会費、寄付金及び、その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 会員（名誉会員を除く。）は、会費を納入しなければならない。
- 3 会費の額は、普通会員1カ年3,000円、賛助会員1カ年3,000円以上（個人3,000円以上、団体20,000円以上）とする。

(役員)

第7条 本会の会務を処理するため、次の役員を置く。

- 一 会長
- 二 幹事 若干名

三 評議員 若干名

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3 幹事は、会長を補佐し、庶務、会計、集会及び編集については会務を分担、処理する。
- 4 評議員は、評議員会を組織し、会長の諮問に応じ、会則変更その他の重大案件について審議する。

(役員の選出及び任期)

第8条 役員は、次の方法により選出する。

- 一 会長は、評議員会において選出する。
- 二 幹事は、評議員中より評議員会において選出する。
- 三 評議員は、会員中より総会において選出する。

第9条 役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

(総会)

第10条 総会は、年1回以上開催し、次の事項を審議する。

- 一 事業
- 二 予算、決算
- 三 会則の決定
- 四 その他重要な事項

(会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終る。

附 則

本会則は昭和48年12月8日から施行する。
本会則は昭和60年11月5日から施行する。
本会則は平成5年6月8日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
本会則は平成9年6月11日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
本会則は平成15年6月2日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

年 月 日

「秋田医学」掲載申込書

編集委員会 御中

講座

主任教授

印

下記の論文原稿を「秋田医学」に掲載することを申し込みます。

論文題名：

著者名：

分類：原著，症例報告，その他（ ）

希望する審査員3名：

（原則として論文審査員候補者の中から選択すること）

連絡先：

電話番号：

Fax 番号：